

東京政策2009 (Part 1)

政策要綱2009

(案)

平成21(2009)年4月
都議会民主党
政策調査会

注意

この「政策要綱 2009」（案）は、「東京政策 2009」（Part1）として、都議会民主党の総合戦略文書という位置づけとなります。

「東京マニフェスト 2009」は、「東京政策 2009」（Part2）として、「政策要綱 2009」に盛られた戦略を実現するための鍵となる主要戦術をまとめたものとなります。

今後、この「政策要綱 2009」について広く都民の意見を求め、それらをふまえ「東京マニフェスト 2009」を策定していきます。

はじめに

米国発の金融危機が世界を覆い、このバブル崩壊の需給ギャップを埋めるため、世界各国は巨額の財政出動・異例の金融対策を余儀なくされています。

国境なき競争を求める経済のグローバル化は、各国国内の所得格差を拡大するとともに、経済危機をも一気に世界化してしまいます。

一方、BRICs等の追い上げにより、先進各国は産業構造の転換を求められ、ポスト工業化社会への対応も迫られています。

苦しみながらも、ポスト工業化社会に対応した社会経済構造の構築に取り組んできた欧米に比して、工業化時代の制度の手直しで凌いできた我が国の対応の遅れは、この間の「年金破綻」「医療危機」「派遣切り」でますます明らかになってきました。

こうした中で我が国は、少子高齢化に加えて、先進国では初めて、急激な人口減少社会に突入し始めました。幾重にも重なる条件の中で、我が国は未来を切り拓いていかなければなりません。

我が東京もまた、自らの活力を維持・発展させるために、世界的な都市間競争の中で都市の魅力を競い、全世界から有能な人材を引き寄せ、東京の発信力を高めていかなければなりません。

そのためにも東京は、ソフト面でも世界に開かれたまちづくりを進めるとともに、安全・安心のまちを当然の前提としつつ、都心部における高度な都市機能の集積・景観の保護と創成・自然の復元と共生、多摩自立都市圏の形成、奥多摩や島しょの自然の保護と都心部との連携・共存など、まさに都市の魅力を存分に備えていかなければなりません。

さらに、こうした東京を牽引する人財を育成するために、民主党政権と連携した就学前教育の充実、中等教育までの無料化、生涯教育・職業訓練の拡充など、教育・訓練の拡充・強化は不可欠の課題です。

そして、グローバル化の波は、一部に超高額所得者を生むとともに、多数の低所得者層を生み出して来ています。セイフティーネットの強化やサービス産業等の生産性の向上が求められますが、スキルアップをめざす職業訓練を始めとした積極的な労働政策、規制緩和や物流改革による生活コストを軽減する対策も必要です。同時に、低所得者の所得底上げを図る給付付き税額控除制度の導入など、経済のグローバル化・ポスト工業化社会に対応した新たな社会システムを早急に構築していかなければなりません。

私たちは、こうした時代の変化と民主党政権を展望して都政改革に取り組むため、この「政策要綱 2009」をとりまとめました。

私たちは、この小冊子をステップとし、今後も不断の都政改革に取り組んでいきます。

都議会民主党
政策調査会長 大沢 昇

目 次

I	人が生き生き働ける活力あふれる東京（雇用・産業）	-----1
II	生涯健康！質の高い医療体制の構築（医療）	-----4
III	子育て支援！誰もが暮らしやすい東京（生活・福祉）	-----10
IV	学ぶ心を育み、誰もが学べる東京（教育）	-----18
V	世界をリードする環境快適都市・東京（環境）	-----22
VI	誰もが安全に安心して暮らせる東京（防災・防犯）	-----24
VII	質の高い活力ある持続可能な東京（まちづくり）	-----27
VIII	すべての人が支え合いともに生きる東京（共生）	-----30
IX	地域特性を活かした多摩・島しょの振興（多摩・島しょ）	-----32
X	新しい時代の「東京のかたち」を創る（自治・議会）	-----35

I 人が生き生き働ける活力あふれる東京（雇用・産業）

①ビジョン

誰もが安心して、働き続けることができる東京の実現を目指す。また、働くことを通じて得られる達成感、充実感が、結果として、日本や世界を牽引する産業の育成・振興を促していくとの認識のもと、中小企業対策の拡充・強化に取り組んでいく。

②考え方・現状認識

派遣切りに見られるような厳しい雇用・就業状況のもと、民主党は、まず一義的には、企業が安易に解雇や雇い止めをしないことを求めている。また、現に職を失った人たちに対しては、居住の場の確保をはじめ、雇用創出や職業訓練の拡充、奨学金や生活資金の給付・貸し付けなど、総合的な支援策を展開していく。加えて、就職氷河期に新卒者だった若年者や障害者などを対象に手厚い支援をしていく。

中小企業対策についても、東京の事業所の99%が中小企業であることから、中小企業を軸に据えた経済政策・戦略を展開するとともに、商店街の地域の活動拠点として捉え、積極的に支援していく。

また、観光をはじめとする各種産業の振興を図るとともに、それらを支えている産業基盤の整備を積極的に進めていく。

③施策

○安心して働くことができる雇用・就業環境の整備

- ・新たなセーフティネットの構築、製造業現場への派遣の見直し、安易な解雇の禁止などについて、党本部とも連携しながら、国に対して積極的に働きかけていく。また、都としても、生活保護に至る前の対策として、住む場所を失った人たちの居住の場の確保に取り組むとともに、生活資金の貸し付けや職業訓練の受講者への奨励金など、積極的に制度の拡充に取り組む。
- ・今後の雇用情勢に的確かつ迅速に対応していくために、緊急雇用対策のさらなる積み増しに取り組むとともに、正社員化の推進を図る。
- ・雇用維持や法令遵守などについて、企業に対して、積極的に働きかけていく。
- ・パート・アルバイト、派遣労働などのいわゆる非正規労働者の雇用環境を改善するために、処遇改善に取り組む企業の拡大に向けて、支援の充実を図る。加えて、同一価値労働・同一賃金に向けて取り組む企業への支援制度を創設するなど、取り組みを強化する。
- ・パートアドバイザー制度を充実するとともに、メンタルヘルス対策を充実する。
- ・次世代育成行動計画を策定し、それを実行する中小企業への支援を拡充する。

- ・ワークライフバランスの実現に向けて、「東京都ワークライフバランス推進宣言（仮称）」を策定し、運動を展開するとともに、効果的な周知啓発キャンペーンの実施や実務者に対するセミナーの実施などに取り組む。
- ・職業能力の開発向上に向けて、職業訓練の拡大・充実を図るとともに、ミスマッチ解消に向けた取り組みを強化する。

○若年者・障害者等の就業促進

- ・子どもの頃からの職業体験を充実するとともに、中小企業への支援などを含め、インターンシップ制度の拡充を図る。
- ・NPOなど民間団体と連携しながら、若者による若者の就業支援策を充実する。
- ・若年者の雇用就業支援に向けて、就職氷河期に新卒者となった世代への特別な支援策を講じる。また、若者支援サポーター企業の組織化に引き続き取り組むとともに、若者仕事応援団事業を創設するなど、若年者就業対策を充実する。
- ・障害者の一般企業での就業を進めるために、国の助成金制度に加えた東京都独自の支援策を引き続き実施するとともに、ジョブコーチの増員などによって、総合的に支援する。また、庁舎の清掃や公園の維持管理などで、障害者の雇用を積極的に進める。

○中小企業対策の充実

- ・中小企業を軸とした経済政策・戦略を展開するために「中小企業憲章」の制定に取り組む。また、ADRによる取引改善指導など下請け企業対策を充実し、公平・公正な環境づくりに取り組む。
- ・中小企業の事業承継に向けて、相続税の負担軽減などを国に対して求めるとともに、事業承継のノウハウ提供、後継者の育成・マッチングなどに取り組む。
- ・中小企業が社会的責任（CSR＝最低賃金法など労働条件確保やグリーン調達、地域への貢献など）に取り組みやすい環境を整備する。
- ・知的財産活用のための支援策を充実する。また、ものづくりをはじめとした産業人材の育成・確保に取り組む。
- ・中小企業制度融資について、低金利への誘導を図るとともに、保証料補助の補助率を引き上げるなど、さらに使いやすい制度としていく。また、資金繰りのための新たな支援策を創設する。
- ・新銀行東京については、都民の税金がさらに毀損することにならないよう、事業譲渡や株式の売却などを含め、早期に撤退する。
- ・商店街の活性化に向けて、新・元気を出せ商店街事業によるより柔軟な支援を行うとともに、補助金交付の迅速化を図る。

○産業の振興及び産業基盤の整備

- ・観光産業の振興を図るために、インターネット案内や施設紹介などの多言語化を進めるとともに、外国人の意見や民間団体のノウハウを活用するなどして、観光まちづくりを進める。
- ・隅田川や東京湾での新たな水上バス路線を開拓するとともに、羽田空港跡地への水上

- バス発着場の整備をはじめ、お台場、ディズニーランド等への航路開設に取り組む。
- ・島しょ地域の観光資源を掘り起こし、外国人旅行客の誘致を進める。また、小笠原諸島の世界自然遺産登録に向けて積極的に取り組む。
 - ・パスポートを区市町村の窓口で発給できるようにする。
 - ・東京の森林の再生に向けて、森林の間伐や林道の整備などを進めるとともに、シカ被害地である裸山での緑の復活に取り組む。また、学校など公共施設での利用など、多摩産材を活用したまちづくりをさらに推進する。
 - ・農業の振興を図るため、農地の保全や販路開拓を支援するとともに、団塊の世代を含めた体験農業を進め、担い手の確保・支援に取り組む。また、東京の水産業の振興を図るため、鮮度管理の統一など、供給体制を確立するとともに、担い手の確保・育成に取り組む。
 - ・東京産「東京ブランド」の取り組みを強化するとともに、都内産食材を利用した学校給食の普及を支援するなど、地産地消を推進する。
 - ・築地市場の豊洲移転については、移転先の豊洲の安全性が確認されておらず、強引な移転に反対する。多くの都民が望んでいる現在地再整備について、改めて検討するとともに、シンポジウムや公開討論会など、都民の声を幅広く聴く場を設ける。
 - ・港湾物流の強化を図るために、コンテナ船の大型化への対応を積極的に進めるとともに、川崎港・横浜港とも連携しながら、港湾運営の効率化を図る。
 - ・トラック輸送から鉄道利用や内航海運への転換など、モーダルシフトの推進を図り、物流における環境負荷を低減する。

Ⅱ 生涯健康！質の高い医療体制の構築（医療）

1. ビジョン

崩壊寸前の東京の救急・産科・小児医療。民主党は最優先事項のひとつと位置づけ、予算を集中投下して、立て直す。そのために、都民・行政・医療関係者が一体となって、いざという時に頼れる高度医療・救急医療であるために、何ができるか、何をすべきか考え、実行する。また、身近な地域で不足する小児科や産科医療の充実への支援を強化する。

2. 考え方、現状認識

奈良の事件以来、民主党は、東京でもいわゆる妊婦のたらい回しによる死亡は、いつ起きてもおかしくない状況であるとの医療関係者からの指摘を受けて取り組んできた。

しかし、ついに都内でも脳内出血を起こした妊娠中の女性が8つの病院から救急搬送を断られて死亡するケースが起き、大きく報道された。

また、全国的な勤務医師不足から、隣接県で救急受け入れ休止などが発生すれば、都内医療機関への搬送依頼が一層増加することも懸念され、事態はさらに深刻になると考えられる。

事態が切迫する中、民主党の求めてきた都内広域の搬送調整を行う機能の設置や、産科医師への報酬増、激務を緩和するための事務補助者（クラーク）の配置支援などを実現することができた。しかし、これだけ切迫している事態に対しては、まだまだ都の対策は不十分。医師・看護師不足だからできないという考え方ではなく、人が集まる医療現場にしていくために、予算を集中投下して、緊急事態に臨むべきだ。

これまで、医療関係者の努力によって築き上げられた、高度な医療、救命救急のシステムは、医療政策の無為無策によって、存亡の危機に瀕している。いまこそ、政治がその役割を果たすべき時であり、これができないのであれば、後世に申し開きができない事態となってしまう。

3. 施策

○安心して出産できる産科医療の実現

- ・出産一時金を大幅アップする。

安いと言われる出産一時金。妊娠・出産はリスクを伴うものだが、そのリスクを管理し、新たな命の誕生につなげていくのが産科医療。12万円を都独自に上乗せして50万円にする。

- ・NICUを1.5倍に増やす。

国の基準が作られた平成2年当時の東京都内新生児数に対する2500グラム未満出生児率と、平成17年を比較して約1.5倍に増えている。NICUの満床による妊婦の搬送受入困難は日常化している。新生児の実態に合わせた整備目標を示し、医師・看護師の不足が続く状態から脱して、手厚い人員配置を必要とするNICUを十分に整備し、機能させていくためには、まず明確な目標設定が不可欠。

- ・子ども基本計画を策定する。

妊娠・出産・子育てにかかわる医療・福祉・教育に必要な施策、地域資源の大枠を示し、中長期的な実現を図るため、都民や専門家とともに子ども基本計画を作り上げる。例えば、産科医不足への対応としては、NICUの増設や産科医への手当、救急搬送の司令塔機能の設置などの医療機関への対策とあわせて、母子手帳や妊婦教室での#8000などの情報提供、妊婦健診の無料化により妊娠のリスク管理を向上させ、お産の救急を極力減らす、救急医療を受けた場合でも、地域の診療所と救急病院との連携を強化して、急性期を過ぎたら診療所による治療や在宅診療・支援、子育てヘルパーなどの関係施策と連携して安全安心を確保する、障害のある子どもを支援する療育センターや障害児保育、就学前の専門的指導と学校との連携といった、細かな施策までをリンクさせ全ての施策をより一層機能させること、不足するサービスの必要量を明確にし、どこをどれだけ強化すべきか、しっかりとした検討を行うことが必要。

○地域の産科・小児科の充実

- ・厚労省の決めた「病床規制」を産科・小児科は緩和する。病床規制は産科小児科を例外とする通知が出されているが、活用実績は0。(平成21年3月現在)
- ・地域の新規の産科・小児科の開設の環境を作り、地域医療を整備しなければ、益々救急病院に患者が殺到し、病院や勤務医・看護師の疲弊が広がってしまう。産科・小児科など地域で不足する医療機能については、病床規制の例外を活用して積極的な整備を支援する。区市町村が行う地域医療対策への支援を一層充実させる。

○断らない救命救急センターの構築

- ・病院の協力を求めて、救命処置後の「病病連携」の転院システムを作る。周辺病院や地域病院と連携努力をする支援職員を置き、救命処置後に受け入れ協力をお願いする「病病連携」システムを構築することで、「断らない救急病院」を作る。
- ・そのために都民・患者にも軽微な傷病で救急病院や救急車を使わないルールをしっかりと広報し、地域の救急医療機関に常に余裕を持たせるあらゆる努力をする。

○救急病院の医師の確保

- ・医師以外のコ・メディカルスタッフも充実して24時間救命救急現場の疲弊をなくす。
- ・午前外来、午後は病棟、夜は救急当直、40時間不休の勤務といった環境による医師の過労は、医師の判断力と健康を損ね、診断される患者にとっても改善すべきものである。勤務医の報酬や労働環境向上のほか、救急病院での医業とそれ以外の分業を進め、医師や看護師が抱えていた仕事を、医療クラーク（医療現場での事務支援）、

救急搬送コーディネーター（救急患者の受け入れ作業）のほか、医療ソーシャルワーカー（家族や経済面の相談）などを養成・身分保障・予算確保することで、医師の負担を極力減らす。

- ・ 1次救急準夜・夜間診療所の運営支援を行って軽症患者の受け皿を用意する。あわせて患者にも2次救急病院への安易な受診を避けるよう理解を求めていく。
- ・ 首都大学東京にER課程を設置して、医師を育成・確保すると同時に、しっかりとした救急医療体制の確立に取り組むことを検討する。

○地域人材の確保と在宅医療の充実

- ・ 福祉の人材基盤にしっかり投資する。
急性期を過ぎてから、安心して在宅や介護系施設に移行できる環境整備が進まなければ、長期入院や社会的入院は減らず、ベッド数に余裕がなくなる。一方、在宅での介護が難しい家庭では、福祉サービスが不可欠。安心して退院できるよう、地域の福祉を充実させる。
- ・ しっかりした労務環境で、福祉職を目指す若者をはじめ、多くの雇用を促す。
- ・ 訪問介護や特別養護老人ホームの介護人材の確保のための介護報酬アップとともに福祉人材の知識・技術向上研修や、老人保健施設・療養病床等の整備を支援する。
- ・ 地域連携クリティカルパスの普及（転退院支援）と在宅医療のネットワーク化を進める。診療報酬の改定で3ヶ月過ぎると転院・退院を求められ、適切な受け皿がない、再度悪化した場合の入院先確保、在宅療養への不安などから、患者・家族、相談支援を行うメディカルソーシャルワーカーにとって、大きな悩みとなっている。転院先やリハビリ施設、介護保健施設、在宅支援事業所との連携、情報の共有化などを支援するとともに、幾つかの病院・診療所などが連携して、あらかじめ患者の状態に応じた計画を立て、協力して治療にあたるための地域連携クリティカルパスの普及や在宅医療のネットワーク化を支援する。
- ・ 患者・家族の療養生活を支えるため、訪問看護、訪問医療、緩和ケアなど在宅療養に必要な地域の基盤整備を支援する。

○医師の確保

- ・ 医師奨学金の拡充する。
都は現在小児科や産科、へき地医療などに3年以上従事した場合に返還免除とする奨学金を実施している。現在の医師不足に鑑み、この対象者を増やしていく。
高額な学費負担ができなくとも、医師の仕事に情熱を持つ多様な人材を確保するために、さらなる拡充を検討する。
- ・ 女性医師の就業継続を支援する。
医師不足が顕著と言われている小児科、産科、麻酔科の医師のうち39歳未満の女性医師は、全国で約4割～5割であり、専門医としての修行期間でもある20代から30代にかけて、結婚・出産・子育てにより退職してしまうと、医師不足がより深刻化してしまう。一度退職してしまうと復帰も困難となることから、子育て中の短時間勤務や研究職への配置換えなど、医師として働き続けられる両立支援策が必要。中でも

保育所の不足は深刻であり、医師向けの保育所への支援や院内保育所の整備促進、保育手当補助など即効性のある支援策を実施する。

○看護師不足対策

- ・ 7 : 1 看護の見直し、調査

国が 7 : 1 看護基準を導入したことにより、看護師がこの基準を採用した病院に集中し、多くの中小病院や公立病院で看護師不足が深刻となっている。国に対し、現在の医療水準に見合った看護師の適正な配置基準と診療報酬、そして看護人材育成のあり方の見直しを求めていく。

また、都としても都内医療機関の実態調査を行って東京都特有の実情も踏まえた適切な提案を行っていく。

- ・ 短時間勤務など働き方の見直し（眠っている資格者の復帰支援）

看護師は女性が中心の職場だが、夜勤があるなど勤務時間が不規則で、子育てや家庭との両立に困難をきたし続けられない、短時間なら復帰したいが正規職員としては働けないといった課題がある。短時間正職員制度導入など女性が働き続けられるよう取り組む病院への支援を拡充する。

また、一度離職した看護師への復職支援研修については、延長も含めて必要な期間を検討するとともに、勤務先によっても異なる専門性に対応した研修についても支援する。

- ・ 看護師の専門性強化、定着支援

医療の高度専門化、医療安全対策の強化、患者の権利意識向上にともない、看護師に求められるスキルも複雑高度化している。新卒看護師の離職率の高さも指摘されており、看護教育の年限延長も含め、医療の進歩に見合った専門教育機会の確保や処遇改善を国に対して求める。

また、男性看護師の参入をより一層進めるよう取り組む。

○全国最悪のがん死亡率の改善

- ・ 全がんの死亡率を低下させるため、早期発見、早期治療体制を確立させる。特に低いがん健診の受診率については、目標値を定めて向上させる。
- ・ 都民が質の高いがん医療を受けられるよう、がん拠点病院の整備を促進する。
- ・ 精度の高い地域がん登録を実施して、がん対策を充実させる。
- ・ 女性特有のがん（乳がん・子宮がんなど）への取り組みとして、検診受診率向上に取り組む。術後ケアへの支援（形成）についても検討する。

○糖尿病対策の充実

- ・ 流行語となった「メタボ」は、早くも食傷気味の感があるが、栄養過多による内臓脂肪蓄積で発症する人の増加もあって、糖尿病患者は、4年間で250万人増加しており、事態は改善されていない。三大合併症といわれる、糖尿病神経障害、糖尿病網膜症、糖尿病腎症になると、生活への影響も大きく、人工透析が必要になる原因の一位は糖尿病で、糖尿病による失明者は年間3000人。治療の中断、症状の放置をなく

すため、自覚症状の少ない糖尿病の早期治療・継続治療を支援するかかりつけ医制度を推進する。

- ・糖尿病予防には、肥満解消、食生活の改善、適度な運動、お酒の飲み過ぎ・たばこの吸いすぎに注意する、ストレスをためないなど、生活改善が重要。生活改革応援団を作り、都民の健康作りを支援する。

○新型インフルエンザ対策の推進

- ・新型インフルエンザを東京に入れないための海外渡航者の発熱モニタリング、帰国後発症者への迅速・的確な対応など、流行阻止対策を徹底する。
- ・野鳥などからの直接感染や国内他地域での発生などにより、都内で流行しはじめた場合には、迅速に治療薬が行き渡るよう、さらにタミフル・リレンザの備蓄を増強するとともに、病院が診療を続けられるよう、医療関係者や家族の予防服用も含めた薬の確保、防護服の十分な備蓄を進める。
- ・都民生活に不可欠な社会活動が維持されるよう、都庁と区役所のBCPや民間企業と公共交通機関のBCP策定を進める。さらに、実践的な訓練を実施して、混乱を来さないよう万全に備える。

○安心の小児医療の実現

- ・小児医療体制拡充（土曜・休日・夜間の小児科診療）
身近な地域に、休日や夜間に診療する医療機関がないため、二次救急に軽症患者が溢れ、医師が疲弊し、救急医療が空洞化している。また、本来の役割である重症患者への対応が遅れる事態も起きかねない。
子どもの発熱などは、元来夜間が多いことに加え、共働きや核家族が増えるなど、家庭の状況が変化していることに対応して、休日・夜間の小児診療を充実させることが必要。休日・夜間に土曜日も含めて都の支援対象とすることで、切れ目のない小児医療支援へと拡充する。
- ・地域の産科・小児科を増やす（再掲）
厚労省の決めた「病床規制」を産科・小児科は緩和する。病床規制は産科小児科を例外とする通知が出されているが、活用実績は0。（平成21年3月現在）
地域の新規の産科・小児科の開設の環境を作り、地域医療を整備しなければ、益々救急病院に患者が殺到し、病院や勤務医・看護師の疲弊が広がってしまう。産科・小児科など地域で不足する医療機能については、病床規制の例外を活用して積極的な整備を支援する。区市町村が行う地域医療対策への支援を一層充実させる。
- ・東京小児ER
高度医療（二次・三次救急医療機関）への初期救急機能併設や連携強化で、患者を断らない、重症者を迅速に診る、たらい回しにしない、小児救急医療制度を目指す。特に小さな子どもは容態が急変しやすいため、小児トリアージができる人材育成・配置補助など、小児救急トリアージの普及を支援する。
- ・小児救急相談電話#8000
現在は、平日の昼間のみ受付だが、他に頼るところがない夜や休日など、病院に行く

べきか迷っても対処法がわからないなどのニーズが、より多く見込まれる時間帯にも拡大する。

Ⅲ 子育て支援！誰もが暮らしやすい東京（生活・福祉）

1. ビジョン

子どもを産み育てたいと思うすべての人が、安心して子どもを持てる環境を整備する。

現役世代、高齢世代、若者、子どもまですべての世代の人にとって、暮らしやすいまちづくりをすすめるため、ハード・ソフト両面から施策効果を総点検して、本当に必要な施策を実施し、包容力のあるインクルーシブ社会を目指す。

2. 考え方、現状認識

生まれてから、学校に入り、大人になるまで、子どもを育てることは、社会を作ること。そして、すべての子どもは、家庭の状況や障害のあるなし、性別、国籍にかかわらず、安全な環境で、愛情に包まれ、健やかに育つ権利がある。

また、現在20代後半から30代後半の世代は、バブル崩壊の後遺症で企業が新規採用を極端に絞り、雇用の非正規化が拡大した時期に社会人となった。このためニート・フリーターや、派遣・日雇い派遣等に従事せざるを得なかった人が少なくない。不安定雇用・低所得のためか、非婚、少子傾向が進んでおり、20年、30年後の東京を見通して、しっかりと支援を行うことが必要である。

さらに、団塊の世代が高齢期を迎えるにあたり、介護サービスの提供体制を盤石に強化することが求められている。支え手が減る中でどのようにして困難な時期を乗り切るか、まったなしの状況となっている。

しかし、国内外の社会経済状況の激変や、医療制度改革、介護保険法改正、障害者自立支援法など、医療や福祉の根幹をなす制度の改変時期にあって、医師・看護師・介護人材の不足が深刻となっている。

また、福祉は、すべての人が暮らしやすい社会を下支えするものであっても、その実現はひとり福祉だけでは十分ではない。

都民生活に何が必要か、その供給のためには何をすべきか、東京都が本気で考え、コーディネートしなければならない。きめこまかなニーズ把握を行った上で、政策を実行する必要がある。

3. 施策

I 子ども達、親達へ

○安心・安全に子どもが生まれる環境づくり

- ・飛び込み出産対策

母子手帳をもらわない、妊婦健診を受けずに出産するといった飛び込み出産（未受診

妊婦)の原因として、若年妊婦(未婚)、外国人、経済困窮家庭が挙げられている。健診無料化に加えて、必要な対策を実施するため、実際の事例を調査する。

- ・母子手帳からエンゼルノート(仮称:あかちゃんノート、ひよこ手帳でも可)へ行政の情報に接する機会の少ない母親達にも、母子手帳を持ってもらえる、母子保健やかかりつけ医づくり、ホームヘルプの利用など、妊娠・出産・子育てに関係するさまざまな支援へのゲートウェイとしてトータルに活用できるものへとリニューアルするよう国に求める。

さらに、学校卒業まで継続して、予防接種やけが・病気の記録を残せて、利用できる行政サービスや支援、相談窓口がわかる子育て手帳を検討する。

○安心して出産できる産科医療の実現(医療再掲)

- ・出産一時金を大幅アップする。

実際にかかる出産費用に比べて安いと言われる出産一時金。妊娠・出産はリスクを伴うものだが、そのリスクを早期に減らし、新たな命の誕生につなげていくのが産科医療。12万円を都独自に上乗せして50万円にする。

- ・NICUを1.5倍に増やす。

国の基準が作られた平成2年当時の東京都内新生児数に対する2500グラム未満出生児率と、平成17年を比較して約1.5倍に増えている。NICUの満床による妊婦の搬送受入困難は日常化している。新生児の実態に合わせた整備目標を示し、医師・看護師の不足が続く状態から脱して、手厚い人員配置を必要とするNICUを十分に整備し、機能させていくためには、まず明確な目標設定が不可欠。

- ・子ども基本計画を策定する。

妊娠・出産・子育てにかかわる医療・福祉・教育に必要な施策、地域資源の大枠を示し、中長期的な実現を図るため、都民や専門家とともに子ども基本計画を作り上げる。例えば、産科医不足への対応としては、NICUの増設や産科医への手当、救急搬送の司令塔機能の設置などの医療機関への対策とあわせて、母子手帳や母親学級などでの#8000などの情報提供、妊婦健診の無料化により妊娠のリスク管理を向上させ、お産の救急を極力減らす、救急医療を受けた場合でも、地域の診療所と救急病院との連携を強化して、急性期を過ぎたら診療所による治療や在宅診療・支援、子育てヘルパーなどの関係施策と連携して安全安心を確保する、障害のある子どもを支援する療育センターや障害児保育、就学前の専門的指導と学校との連携といった、細かな施策までをリンクさせ、全ての施策をより一層機能させること、不足するサービスの必要量を明確にし、どこをどれだけ強化すべきか、しっかりとした検討を行うことが必要。

○地域の産科・小児科の充実

- ・厚労省の決めた「病床規制」を産科・小児科は緩和する。病床規制は産科小児科を例外とする通知が出されているが、活用実績は0。(平成21年3月現在)

地域の新規の産科・小児科の開設の環境を作り、地域医療を整備しなければ、益々救急病院に患者が殺到し、病院や勤務医・看護師の疲弊が広がってしまう。産科・小児科など地域で不足する医療機能については、病床規制の例外を活用して積極的な整備

を支援する。区市町村が行う地域医療対策への支援を一層充実させる。

- ・ 特定不妊治療への助成拡充
医療保険が適用とならない不妊治療に対する補助金を拡充する。

○子育て負担感の解消

- ・ 待機児童解消
保育所整備を進めるとともに、必要とするすべての保護者が利用できる保育サービス提供体制を構築する。
また、学童保育の年齢引き上げなど子育て支援を充実させる。
- ・ 認証保育所の保護者負担軽減策
待機児童が多く保育所の供給が追いつかない現在、所得の少ない人が公費を多く投入し、保育料の安い認可保育所に入れるとは限らない。認可保育所との不公平をなくすため、認証保育所の保護者負担を軽減するなど、必要とする誰もが預けやすい環境整備を進める。
- ・ 子ども家庭支援サービスの充実
出産育児期の家事支援など家庭支援サービスを充実させる。特に在宅子育て家庭への支援を強化し、一次保育の充実や親子で参加できる居場所づくり、ネットワークづくりを進める。
- ・ 子どもクーポン（保育バウチャー）
将来的には子どもクーポン制度で、施設への補助から利用者への直接補助に切り替え、サービス提供実績に応じて行政の補助が充当される仕組みを目指す。これを通じて、すべての子ども・保護者が必要とするサービスを利用できる体制整備に取り組む。

○児童虐待の早期発見・救出対策の強化

- ・ 児童虐待の通報に迅速に対応する。
児童相談所の児童福祉司は、多くの要保護児童、要注意家庭の案件を抱えている。児童相談所の人員、特に専門職を増員する。多くの子ども達にしっかりと目の届く体制を作る。
- ・ 虐待児童を迅速に救出する。
虐待の通報があっても、保護者が事実を認めない、子どもの状況確認をさせないなどの事例があった場合、子どもの安全確保を最優先とし、警察と連携して速やかに親子分離できるよう、体制の強化を図る。
- ・ 児童養護施設整備し、里親委託を促進する。
虐待や親の経済的事情などで、家庭で養育できない子ども達が増えており、児童養護施設は一杯で、虐待から保護した子ども達が長期間児童相談所に滞在している。養護施設の整備、里親委託を促進し、社会的養護体制を強化する。また職員の資質向上を図るとともに、現場職員の心のケアの仕組みを整える。
- ・ 虐待させない、繰り返させない
うつ症状を訴えたり、うつ病にかかる人が増えており、子どもを育てられる状態になり親への対策強化が急務。子育てヘルパーや子ども家庭支援センターとの連携も強

化し、サポート・支援を充実する。

・東京小児ER（医療再掲）

高度医療（二次・三次救急医療機関）への初期救急機能併設や連携強化で、患者を断らない、重症者を迅速に診る、たらい回しにしない、小児救急医療制度を目指す。特に小さな子どもは容態が急変しやすいため、小児トリアージができる人材育成・配置補助など、小児救急トリアージの普及を支援する。

・小児救急相談電話#8000

現在は、平日の昼間のみ受付だが、他に頼るところがない夜や休日など、病院に行くべきか迷っても対処法がわからないなどのニーズが、より多く見込まれる時間帯にも拡大する。

・医師不足（＝東京小児ER、①医療参照のこと）

○子どもの重大事故ゼロ

・子どもの事故は、個々のアクシデントとして見過ごされがちだが、情報を集約して分析すると有効な対策ができる。子どもの事故調査委員会を設置して、定期的にモニタリングし、子どもの重大事故ゼロを目指す。

・子どもの交通事故防止対策を進める

交通事故多発路線である駅前、福祉施設、学校の周辺等において、歩行者通行の安全を確保するための歩車分離信号への改良を進める。また、コミュニティゾーン整備やあんしん歩行エリア整備など面的かつ総合的な交通事故防止対策を進める。

○東京独自の就学前教育（教育再掲）

・ほとんどの保育所や幼稚園では、幼児教育を実施しているが、保育に欠ける子どもの一部は、幼児教育を受けずに小学校入学を迎えることとなる。義務教育への準備段階として、すべての子どもが就学前教育を受けられる事業を実施する。

○学校教育

②教育参照のこと

○放課後安全対策

・区市町村において放課後子どもプランを策定し、小学校区にひとつ子どもの居場所を作り、遊びや勉強、地域の人との交流を通じ、安全で健やかな成長の機会を確保する。

○ひとり親支援

・ひとり親家庭への自立支援策推進

ひとり親家庭の悩みで最も多いのは家計や家事に関するもの。また、雇用や住宅、子育ての問題等で、安心して自立生活できる環境にはない。このため、より収入の

高い就業を可能とするための就業支援やスキルアップ支援、ホームヘルプサービスなどを拡充させる。また、近年増加しているひとり親家庭の相談体制を整備する。母子家庭等就業・自立支援センターと東京仕事センターやマザーズ・ハローワークとの連携を強化する。

○安心して働くことができる環境整備（雇用再掲）

- ・新たなセーフティネットの構築、製造業現場への派遣の見直し、安易な解雇の禁止などについて、党本部とも連携しながら、国に対して積極的に働きかけていくとともに、雇用維持や法令遵守などについて、企業に対して、積極的に働きかけていく。
- ・「雇用創出プラン」を策定し、就業支援をはじめ、不安定雇用から正規雇用への転換、離職者支援体制など、総合的な雇用対策に取り組む。
- ・今後の雇用情勢に的確かつ迅速に対応していくために、緊急雇用対策のさらなる積み増しに取り組むとともに、住む場所を失った人たちに対して居住の場を確保する。
- ・パート・アルバイト、派遣労働などのいわゆる非正規労働者の雇用環境を改善するために、処遇改善に取り組む企業の拡大に向けて、支援の充実を図る。加えて、同一価値労働・同一賃金に向けて取り組む企業への支援制度を創設するなど、取り組みを強化する。
- ・パートアドバイザー制度を充実するとともに、メンタルヘルス対策を充実する。
- ・次世代育成行動計画を策定し、それを実行する中小企業への支援を拡充する。
- ・ワークライフバランスの実現に向けて、「東京都ワークライフバランス推進宣言（仮称）」を策定し、運動を展開するとともに、効果的な周知啓発キャンペーンの実施や実務者に対するセミナーの実施などに取り組む。
- ・職業能力の開発向上に向けて、職業訓練の拡大・充実を図るとともに、ミスマッチ解消に向けた取り組みを強化する。
- ・職業能力開発の受講者への奨励金の支給や採用企業に対する助成金などを通じて、低所得者層に対する就業支援をさらに進める。

II 全ての都民へ

○男女共同参画社会の実現

- ・女性も男性もすべての人が責任をもって、安心して働き続けられるよう、ワークライフバランスの推進、就業継続に必要なサポートの充実を進める。

○UD（ユニバーサルデザイン）のまちづくり

- ・交通網では、引き続きすべての駅での1ルート確保に取り組む。また、面のUD化としては、病院や福祉施設など公共性の高い建築物周辺や駅からのルート、空港や主要駅から宿泊施設へのルートのUD化を一層進める。

○悪質業者被害対策の強化

- ・増加する消費者被害、複雑化する契約社会への対応として、消費者相談を充実・強化し、平日の昼間に加え、夕方や土曜・日曜・休日にも実施する。

- ・警察と連携し、悪質業者には断固とした対応をとる。
- ・高齢者を狙った、リフォーム詐欺や高額商品の売りつけに対しては、地域の見守り、福祉事業者と連携した見守りなど、しっかり取り組む。

○東京版セーフティネットの実現

- ・自殺予防対策
- ・借金を苦にした自殺をなくす
債務整理・自己破産等法的手段の活用支援、生活再建への支援を充実・強化する。
- ・メンタルヘルス対策を強化する。
自殺者のうち、職場の人間関係や、労働環境などをきっかけとして、うつに陥って亡くなる方の割合が多く、職場でのメンタルヘルス対策、労働環境の改善が必要。
- ・地域特性に応じた自殺対策支援
民間団体が自殺の統計原票を分析した結果、自殺者の年齢・性別・職業の有無などの属性が、区市町村別で明らかとなった。地域特性に応じた対策が進むよう、支援を充実する。
- ・多重債務対策
債務整理・自己破産等法的手段の活用支援、再び借金をしないための金銭管理サポートや生活再建支援を充実・強化する。
また、子どものころからのマネーリテラシー教育を強化する。

○医療・医師不足対策

- ①医療を参照のこと

○生活保護の自立支援の強化

- ・やむを得ない事情で働けない時、最後のセーフティネットとなる生活保護だが、自立を支援する機能が弱く、長期受給に陥りがちである。助けを必要とするときには迅速に支給し、自立に向けた力をつけられるよう自立支援を強化する。

○犯罪被害者等支援条例の制定

- ・犯罪被害者の権利と支援に対する都の姿勢を明確にするため、犯罪被害者等支援条例を制定する。

Ⅲ 高齢者へ

○介護人材確保対策

- ・介護報酬を十分に改善し、介護事業者が安定した運営ができるよう、国に働きかけ、実現するまでの間、東京都独自の大都市加算を実施し、介護従事者の報酬改善を行う。
- ・介護保険施設職員宿舍建設補助事業など、安定して働き続けられるような環境整備を検討する。

○要介護・認知症高齢者の安心地域居住

- ・ケアリビングを推進する。
必要なケアを受けながら住み慣れた町で暮らし続けられるようにするため、賃貸のケア付き住宅や、グループホームの整備を促進する。
- ・老老介護認認介護を支援する。
東京都の高齢者人口は、この1年だけでも7万9千人、3.3%増えており、109万人になっている。総人口に占める割合は8.7%で、いずれも過去最高。高齢者だけの世帯も増えており、高齢者が高齢者を介護する老老介護、認認介護が今後も増えることが予想される。家族がいるといっても、高齢者である場合には、若年者家族がいる場合とは異なる支援が必要。

○ひとり暮らし高齢者の安心支援作戦

- ・ひきこもりゼロ作戦
高齢者の半数を占める単身高齢者世帯や高齢者のみ世帯のひきこもりをなくす。公的機関やNPO、かかりつけ医など、さまざまなルートから、コネクションを持つ。
- ・孤独死防止
ひとり暮らし高齢者には、異変を速やかに察知するため、ゴミの戸別回収、水道などの使用状況モニタリングシステムなど孤独死を防ぐ対策を行う。

○元気高齢者の社会参加支援

- ・生きがい創出支援
元気で人生謳歌、遊びごろをもった幸福な老いを目指す、元気高齢者人口を増加させるため、生きがい活動支援室を地域に設置、ネットワークづくりや社会活動参加のコーディネートを行うことで、高齢者の自主的な活動を支援する。
- ・健康づくり支援
都の調査によれば主観的健康感が低い人ほどひきこもりがち。主観的健康観アップにより、活動性を高め、介護予防にもつなげる、健康づくり応援総合計画をつくる。

IV 障害者へ

○障害者への差別をなくす条例の制定

- ・障害者差別禁止を定める条例を制定する。
地域生活を進展させるなかで、地域で生じる軋轢に対処し、人間関係づくりを仲介する仕組みを作る（調整機関の設置等）。

○障害者施策の充実

- ・自立支援法
自立支援法施行以来、障害当事者、自立支援事業者ともに疲弊している。自立支援法の欠点を補う、東京都独自の自己負担軽減や事業者支援を拡充する。
- ・障害者雇用
障害者の受け入れに関するノウハウや支援・指導のノウハウを持たない企業が多いため、職場環境の整備と定着を支援する障害者就業支援コーディネーターを設置する。

- ・グループホーム

地域居住を推進するため、グループホームの設置や運営費補助を充実させる。

IV 学ぶ心を育み、誰もが学べる東京（教育）

1. ビジョン

めまぐるしく変化する社会を生きる子どもたちに、人と人とがともに生きるために必要なことは何か、学ぶ楽しさ、といったこと、いわば人間の背骨というべき基本的な力が身に付くよう、原点に返って教育を考える。

2. 考え方・現状認識

想定外の事態に直面したときでも、自ら考え、人と協力して問題を解決することができる大人になれる教育が必要。

改めて、教育の原点とは何かを考え、大人になることが難しくなったと言われる現代だからこそ、健康を保つ力、人とつきあう力、考える力を付ける教育を目指す。

新学習指導要領では、生きる力の育成をかかげており、東京都教育ビジョンもこれに沿って、生きる力をはぐくむとしている。

しかし、義務教育に関する意識調査では、今の子どもにある能力として、コンピュータを活用する能力がトップで、体力や運動能力、受験に役立つ学力、教科の基礎的な学力が続く。

一方、生き方や進路について考える力、人間関係を築く力、自分の健康を管理する力、社会生活に必要な常識、社会で役立つ心や公共心など、学力以外の生きる力については、半分以下の状況。

将来、地域社会の経済、文化、環境のなかで生きていく子ども達をいかに育てるべきか、地域住民の参加による学校教育、学校・家庭・地域社会がともに学校教育とはなにかを、真剣に考え、取り組まなければならない。

3. 施策

○家庭の教育力サポート

- ・子どもの生活習慣と学力には相関関係があると言われており、子どもが勉強に集中できる家庭環境、将来にむけてがんばる気力を持てる支援が必要。学校に子どもの生活支援を行える人材を配置・育成するとともに、福祉施策の活用も視野にいたした支援ができるよう取り組む。

○必ずわかる！授業改革

- ・授業指導強化
教師個々の力量だけに大きく左右されず授業を行うため、授業指導を積極的に行い、質の高い学習機会をすべての子どもたちに提供する。

- ・指導力不足教師対策強化
一定水準をクリアするまで授業させないなど、指導力不足教師には厳しく対応する。
- ・多様で柔軟な授業展開
習熟度別学習や少人数指導など、生徒にあわせた多様な授業展開を行う。国に対し、地域の実情に応じて少人数学級も可能となる教員配置を実施するよう求めていく。

○経済的格差による教育を受ける機会不均等化の是正

- ・奨学金制度の充実
高等学校の実質無料化が実現するまでの間、親の資力によって子どもの進路が制限されることのないよう、奨学金制度を拡充し、機会の平等を図る。
- ・都の塾代支援の対象を拡充する
都は低所得家庭（生活保護水準の1.1倍）に対し、塾代支援を行っているが、対象が極めて限られている。実際の生活状況を見ると、現行事業の対象外でも塾代までは負担することが困難な家庭も多くあることから、対象を拡大する。
- ・キャッチアップ支援（都の無料塾対応）
学習塾や家庭教師の利用を希望する、経済的に苦しい家庭の子どもでも、しっかりと基礎的学力をつけられるよう、授業の質向上とともに、地域人材や教育を志す学生とのコラボレーションで自主学習への支援を拡充する。

○信頼できる学校（含：いじめ対策）

- ・24時間365日の子どもの悩み110番
教師や学校、親には言えない悩みの受け皿として、通話料無料の電話相談、インターネット駆け込み寺を実施する。相談事例の解決に努力することに加え、内容を分析して子どもの実情を把握し施策に活かす。
- ・教員不足対策
教師志望者、校長など管理職志望者が減っており、団塊世代の大量退職とともに、教員不足、校長不足が顕著になりつつある。コミュニティとの連携、学校支援、生徒の生活支援人材など、変化する子どもや家庭環境への対応を迫られる学校を支援し、優秀な人材を確保できる環境作りを進める。また、民間人校長、社会人経験者採用や教職大学院と連携した人材育成・採用など、幅広く優秀な人材を確保する取り組みを進める。

○コミュニティとの連携（地域支援学校、地域運営学校など）推進

- ・学校支援地域本部事業の活用などによる、学校ボランティアによる教育、緑化や登下校支援、部活支援など、地域の多様なキャリア・能力をもった人材に協力を依頼し、学校を活性化するとともに、地域の教育力を強化する。
- ・すべての担い手からの創意工夫にあふれた提案を汲み上げ、多くの人々の貢献を引き出す、主体的・自律的運営が行われる学びのコミュニティがそれぞれの学校を創る。
- ・モンスターペアレンツ対策（家庭教育）
法的対応も含めた学校支援を拡充するとともに、必要に応じて福祉など他の行政分野

との連携、保護者・地域とともに作り上げ、チームで取り組む学校教育を推進する。
(○コミュニティとの連携参照)

○生きる力を育てる教育

・メディアリテラシー教育の実施

PCやインターネット利用環境、携帯電話などの技術革新により、情報の即時性、普遍性が飛躍的に向上した。一方で、未成年者に有害な情報も増えており、自分自身が判断し、取り入れる情報を取捨選択する能力が必要。

・PCや携帯電話を使った、インターネット・メールによるいじめも起きており、自らが発信する情報への責任や、適正な使い方についてもしっかりと指導する。

・都立図書館は、予算が削減され、新刊書の6割程度しか収集できていない。資料、蔵書を充実の予算を確保する。

・学校図書館での調べ学習の支援機能など、図書館司書の資質向上、蔵書の充実など、子どもたちから言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、人生を深く生きる力をつける環境を整備する。専任司書の配置についても検討を進める。

・教育の複線化

サポート校への支援など、再チャレンジ支援を行う。(憲法の公の支配との整合が必要)また、都立高校に、一度高校を離れた子どもも、勉強したいと思ったら、もう一度高校に戻る中途入学制度を検討する。

また、特色ある教育が進む中、進路の変更や学力向上などによる都立高校間の転校希望について、柔軟な対応が可能となるよう取り組む。

・日本語サポートセンター創設

東京都における外国人登録者数は、この10年で42%増加し、対前年度比では約5%増加、169カ国。また、公立学校における日本語習得支援が必要な子どもは63言語、対前年度比で8.6%増加。今後さらに外国人労働者の増加、定住化が進めば、その子どもも増えることが予想され、日本語指導の必要性が高まる。日常生活に必要な日本語能力修得・情報取得をサポートする。さらに、多言語通訳の派遣や資料翻訳など必要な人的措置についても一層充実するよう国に求めていく。

・私立学校に通う生徒・保護者への支援拡充(公私格差是正)

私立学校と都立学校との生徒1人当たりの税金投入額を比較すると、都立が約3.6倍となっており、保護者負担は重くなっている。この格差を是正し、経済的負担を軽減するため支援を一層拡充する。なかでも、私立幼稚園への経常費補助は、小中高校への補助と比べ少ないため、充実が必要。

○東京独自の就学前教育支援の実施

ほとんどの保育所や幼稚園では、幼児教育を実施しているが、保育に欠ける子どもの一部は、幼児教育を受けずに小学校入学を迎えることとなる。義務教育への準備段階として、すべての子どもが就学前教育を受けられる事業を実施する。

○特別支援教育の充実

- ・教員の資質向上

障害特性に応じた指導能力など、教員の専門性欠如が課題となっている。そのため、専門性の高い教員養成、研修の実施により、質の高い教育を実施する。また、不足している看護師配置など人員確保対策を講じる。

- ・特別支援教育コーディネーター

学校外の関係機関と連携し、校内協力体制を構築できるコーディネーターを育成する。

○部活動の活性化

- ・小規模化が進む公立小中学校において沈滞している部活動を、幼い頃から集団や社会生活の規律を身につけられる場として活性化させる。そのために、指導員の確保や地位の明確化を一層進める。

V 世界をリードする環境快適都市・東京（環境）

①ビジョン

世界最少のCO₂排出都市・東京を実現するために、温暖化対策に大胆に取り組むとともに、緑を増やし、水を循環させ、大規模な水と緑のネットワークを構築する。その上で、東京の環境対策に関するさまざまなノウハウを日本や世界に発信していく。

②考え方・現状認識

地球温暖化の進行は、集中豪雨や竜巻などの異常気象をもたらし、私たちの生命・財産を危険にさらしている。しかしながら、国の対策は遅々として進んでおらず、このままでは、ポイント・オブ・ノーリターン（引き返すことのできない時点）を通り過ぎることが懸念される。このような中、民主党は、2020年までに東京の温室効果ガス排出量を2000年比で20%以上削減するとともに、エネルギー消費に占める再生可能エネルギーの割合を20%程度に高めるために、積極的に施策を展開していく。

そして、東京で培われた施策のノウハウや環境技術を、日本全国の自治体をはじめ、世界各都市に発信し、世界の温暖化対策に貢献していく。

また、「水」や「緑」といった自然環境は、私たちの気持ちを安らかにし、安心をもたらす。民主党は、水質改善や水循環の推進などにより、都民の生活に身近な水環境を実現するとともに、新たな緑の創出や昔からある緑の保存を積極的に進めていく。

さらに、廃棄物や汚染物質対策についても、次世代に負の遺産を引き継がないという視点から、徹底的に取り組んでいく。

③施策

○温暖化対策の充実・強化

- ・平成20年6月に条例改正したCO₂の削減義務と排出量（削減量）取引制度については、効果が上がるよう着実に実施するとともに、制度の全国的な展開を進める。また、金融機関と連携して、中小事業者などの対策が進むよう積極的に支援する。
- ・家庭での温暖化対策を推進するため、省エネアドバイザー制度を充実するとともに、区市町村と連携しながら、省エネ設備の導入補助などキメの細かな施策を展開する。
- ・自動車のCO₂削減策として、エコドライブの推進や次世代自動車などの普及を促進するとともに、自転車への利用転換などで、自動車に依存しないまちづくりを進める。
- ・再生可能エネルギーの利用拡大に向けて、太陽エネルギーの導入を推進するとともに、非食料系バイオ燃料の活用に向けて、検討を進める。
- ・街路灯をはじめ、公共施設でのLED照明への切り替えを進める。また、最先端の省

エネ・再エネ技術の実用化を支援し、併せて、日本の環境技術を世界に発信する。

- ・フードマイレージやカーボンフットプリントなど、CO₂排出の「見える化」を進め、都民の環境行動を応援する。
- ・温暖化対策を進めるために、平成21年3月に制定された東京都独自の環境減税の導入に加え、効果的な環境税制の導入に向けて、検討していく。また、炭素税の創設を国に働きかけるなど、経済状況の踏まえつつ、税による環境コストの内在化を進める。

○「風」と「水」と「緑」の東京の実現

- ・大規模な水と緑のネットワークを構築する。そのために、中央防波堤に大規模な「海の森」をつくるとともに、幹線道路沿いなどの大胆な緑化を進める。また、校庭芝生化をはじめ、駐車場や都市の隙間に着目した緑化の推進を図る。
- ・「風の道」の確保に向けて、「海の森」や街路樹の整備だけでなく、建築物の配置や形状なども含めて、まちづくりの早い段階からの環境配慮に取り組む。
- ・「保存樹木・樹林」といった既存樹木を保全する制度を設けている区市町区とも連携しながら、緑の保全に取り組むとともに、NPOなど民間団体と連携して里山の保全を進める。また、多摩の森林再生を図るとともに、花粉の飛ばない森づくりを進める。
- ・保水性舗装や雨水浸透ますなどにより、保水性のあるまちづくりを進める。また、清流復活や東京湾の水質浄化などを進め、水生生物の復活・育成を図る。これらの取り組みを総合的に進める「水循環基本条例」の制定する。

○廃棄物対策・有害化学物質対策の充実・強化

- ・3R（リデュース＝発生抑制、リユース＝再使用、リサイクル＝再生利用）の普及を図り、「もったいない」を合い言葉に、ゴミゼロ社会の実現に向けて取り組む。
- ・廃棄物の不法投棄ゼロに向け、排出事業者や処理業者の排出・処理結果を公表する制度を拡大するとともに、IT技術を活用して不法投棄の監視・対策を徹底する。
- ・健康への影響が懸念されている大気中微小粒子（PM_{2.5}）に関する調査・対策に取り組むとともに、浮遊粒子状物質や光化学オキシダントの原因でもある揮発性有機化合物（VOC）の削減に取り組む。
- ・土壌汚染対策として、中小事業者の負担軽減に向けて、ガイドラインの策定などにより、取引が滞っている土地（ブラウンフィールド）の適正な利用を促すとともに、都民に対する情報提供の仕組みづくりに取り組む。

VI 誰もが安全に安心して暮らせる東京（防災・防犯）

①ビジョン

建物の耐震化・不燃化などハード面での減災力の向上、防犯環境の整備と、自助・共助・公助を織り交ぜた地域活動の活性化によるソフト面での災害対応力・犯罪抑止力向上の推進を合わせて行うことにより、安全に安心して暮らせる東京を実現する。

②考え方、現状認識

木造住宅密集地域では、隣近所との気安いつきあいが残る「安心」な街ではあっても、地震に対しては「安全」ではない。反対に、耐震化された「安全」な住宅に住んでいても、ふれあいのない街に「安心」はない。

つまり、「安全」と「安心」の両面を満足する、安心して暮らせる安全な都市づくりが求められる。

そのためにも、「自助・共助・公助」の3つを基本とした安全・安心な都市構造と社会を構築する。

特に、防災において「自助」に委ねているだけではなかなか進まない住宅（木造戸建て・マンション共）の耐震化・不燃化をいかに促進するかが問われる。

「共助」については、防災・防犯ともに、地域におけるコミュニティづくり、助け合いのネットワークづくりの促進に重点が置かれるべきである。

「公助」については特に災害対策における「減災」の視点を持つことが重要であり、被災時に被害をなるべく少なくするためのハード面での備えはもちろんのことだが、被災時の初動体制づくりや復興支援についても万全の準備を整える。

また、ライフラインの広域障害は地域住民に生活不安を与えるとともに、治安の悪化が懸念されるので、早期復旧すべく公益事業者とも十分な連携を図る必要がある。

③施策

○防災対策

- ・地震災害における初動体制を確立し、視覚障害者や聴覚障害者、オストメイト等の災害弱者にも最大限配慮しつつ、消防や救助、医療救護、避難、交通規制、飲料水・食料確保などの災害応急対策を充実強化する。
- ・地震災害、高潮浸水も含めた大規模水害などの危険地図を公表し、都民の防災意識を高めるとともに、災害の種類に応じ、自治体HPやメールなどによって、被災状況・復旧状況・気象情報など、都民への適切で迅速な情報提供を行う。
- ・運河・水路・ヘリポートを整備し、災害時の物資輸送経路を確保する。
- ・医療活動や帰宅困難者支援、ライフラインや飲料水、食料の確保など近隣各県や区市

町村、事業者（特に公益事業者）、NPOらと連携協力体制を強化する。

- ・地域コミュニティの自主防災組織や防災士などの防災ボランティア、消防団との連携を促進して、日頃からの共助ネットワークづくりを行う。
- ・既存の訓練に加えて、震災発生から復旧までの住民参加型の「震災対応シミュレーション」のコーディネートを行い、減災に取り組む。
- ・防災・まちづくり団体やNPOらと連携し、被災情報の提供を受け、早期復旧を行う体制を整備・強化する。
- ・木造住宅密集地域の面的整備や不燃化事業を促進するとともに、財政的支援を充実させる。
- ・ライフラインや都市・公共施設などの耐震性強化を行い、災害設備の充実を図りつつ、ライフラインにおいては、早期復旧が可能な施設状態を考慮する。
- ・公営住宅の建てかえや耐震補強を進めるとともに、民間住宅やマンションの耐震診断や改修を促進するための制度の充実を図り、都市全体の耐震性能を向上させる。
- ・地域のまちづくり、住民主体の「共同建て替え」を推進するため「共同建て替え推進プランナー制度」を創設する。
- ・震災時における地下街の安心性を高めるため、避難経路の掲示やマニュアル整備、訓練を行い備える。
- ・雨量観測や被害予測、避難勧告、水害時の大量廃棄物の処分など都市型集中豪雨対策を推進する。
- ・高齢者、障害者、外国人、妊婦・乳幼児、難病患者などの災害弱者対策として現状把握や社会福祉施設などとの連携、対応マニュアルの作成を行う。
- ・危機管理対応力を強化するため、テロなどの特殊災害の発生に対応する訓練を専門家の助言のもとに行うとともに、国や関係団体、公益事業者などとの連携や広報のあり方を検討する。
- ・地域消防団の充実、人材確保等について、事業所消防団員の拡充など、区市町村への支援を行う。
- ・子どもの命を守るという観点から、公立学校だけでなく私立学校の耐震化促進のための制度をさらに充実するとともに、景気対策・中小企業対策の観点からも学校耐震化事業の早期実施に取り組む。
- ・ゲリラ豪雨対策のため、住宅や民間開発事業などでの雨水浸透ます設置促進や道路の雨水ますの雨水浸透ますへの取り替え、道路の浸透性舗装や保水性舗装の積極的導入、緑化などにより、雨水の流出抑制を行い、保水力のある都市づくりを推進する。
- ・私立の幼稚園や小中学校、高校などを一時的な避難場所として活用するなど、民間と連携し、被災初動期のバックアップ体制の充実・強化する。
- ・平成22年度から設置が義務化される住宅用火災警報器について、高齢者世帯や障害者世帯への補助などにより、設置を促進する。
- ・地震・大雨などにより孤立する可能性がある山間部地域の防災対策を進める。
- ・都庁舎などの改修・改築は、災害拠点の機能を果たすことから、長周期地震動対策を行う。
- ・災害に際しての区市町村や事業者の事業継続計画（BCP）策定を支援する。

○安心して暮らせるまち・犯罪の起こりにくい安全なまち東京の実現

- ・防犯環境設計手法の考え方に基づく市街地環境改善の促進・普及に取り組む。
- ・「犯罪発生マップ」や「地域安全マップ」の活用によって、子どもを不審者や交通事故から守る通学路安全点検事業を行い、地域の取り組みを支援するなどハードとソフトの両面からの安全確保対策を行う。
- ・商店街に防犯カメラやスーパー防犯灯などの整備を促進するとともに、「防犯カメラの目的外使用によるプライバシーの侵害を防ぐ条例」を制定する。
- ・地域住民や区市町村との連携によって、地域防犯拠点整備などの防犯対策を早急に進める。
- ・民間防犯団体による地域安全活動を積極的に支援する。
- ・警察官が不在になりがちな空き交番の解消を一層進めるとともに、交番・駐在所の機能を強化する。
- ・防犯情報などを、自治体HPやメールなどで都民へ適切で迅速に提供する。
- ・悪質業者との消費トラブルの取り締まりの強化や認知症などの高齢者に対する勧誘の禁止など悪質商法による新たな抜け道を防ぐ取り組みを行う。
- ・刑事事件を起こした外国人容疑者が国外に逃亡する事例があるため、各国と犯罪人引き渡し条約を締結することを国に働きかける。
- ・警察や自治体、介護事業者などの連携を強め、高齢者の交通安全対策を推進する。
- ・自転車の暴走、転倒などの事故防止や駅前・商店街の放置自転車対策など景観向上を推進するため、「自転車安全条例」を制定する。
- ・ホームドア又はホーム柵、転落検知マット等を都内全ての駅に設置し、ホームからの転落による事故を防止する。
- ・被害のなかなか減らないストーカー犯罪や振り込め詐欺などについて有効な対策を検討し、実施する。
- ・現在何ら規制のない住宅への盗聴器の設置について、盗聴禁止の条例化を検討する。
- ・ダガーナイフや殺傷能力のあるガス銃など、条例による銃刀類の販売規制強化について検討する。
- ・硫化水素や大麻など、一般社会に薬物に関わる犯罪や被害が広がっているため、有効な対策を検討し、実施する。
- ・えん罪被害の防止や供述の任意性の立証を容易にするため、捜査官による被疑者の取り調べの全過程を録画・録音する「取り調べの可視化」の実現を目指す。
- ・タクシー車内での犯罪抑止や事故防止啓発などのため、タクシーへのドライブレコーダー設置を促進する。
- ・車の右左折による歩行者の巻き込み事故防止や渋滞緩和のため、歩行者と自動車の青信号を完全に分離する「歩車分離式信号」の導入を促進する。

Ⅶ 質の高い活力ある持続可能な東京（まちづくり）

①ビジョン

都民、行政、事業者、NPOなど、様々な主体が積極的に参加する地域コミュニティを核としつつ、都市空間ストックが持つ伝統的な価値を継承し、質を高めることにより、環境負荷を軽減し、にぎわいと活力のある持続可能な都市づくりを進める。

②考え方、現状認識

都市基盤整備は行政が担うべきものだが、まちづくりは「都民が主役」。そこで生活する人々の視点や発想が欠ければよいまちにはならない。また、メガロポリスとしての都市機能整備とコミュニティとしての生活都市形成の2つの視点が不可欠で、これを混同したり、どちらか片方だけを重視してはならない。

東京が都市として目指すべき方向は、アジア的な密度と活気、ヨーロッパの都市が持つ歴史性と都市文化、アメリカの市民自治、そして日本独自の自然環境とコミュニティ、これらの要素を重ね合わせつつ、持続的に発展させていくことである。

そのためにも、都市空間の量的な拡大に対応するのではなく、地域の現存する空間を引き継ぎ、価値を見出してそれを再構成、修復し、必要な機能を新たに付け加える都市づくりを、時間をかけて都民が主体となって進める必要がある。これまでの機能主義的な都市づくりから、人間中心の都市に転換し、都市の構造は、徒歩や自転車を中心とした圏域に生活サービスが確保され、自然と共生した多重の地域構造とすることが求められる。

都市機能を支えるための道路・水道・下水道などの都市インフラストラクチャーについては、その必要性について多面的に検討し、真に必要と判断されるものについては、緊急性などを勘案しつつ、着実な整備を進める必要がある。

③施策

○地域コミュニティの復活・再生

- ・NPOなどによるまちづくりへの技術的・財政的支援や孤独死対策の推進、防災・防犯まちづくりなど、多分野にまたがる複合的な取り組みにより、地域における良好なコミュニティ形成を進める。
- ・都営住宅の建て替えをはじめとする公的住宅の供給にあたっては、少子化・高齢化への対応も含めた、地域のコミュニティ・バランスへの配慮を行う。
- ・アメリカのB I D（ビジネス改善地区）制度を参考に、日本版B I D制度の創設を国に働きかけるなど、地域の主体的な街の管理運営を支援する。

○住まいの質の向上・住環境整備

- ・賃貸住宅の礼金・更新料ゼロ運動の展開、中古住宅市場の新規ルールの確立など、公正な賃貸住宅市場を構築する。
- ・公営住宅入居者と民間賃貸住宅居住者との間の不公平の存在、コミュニティ・バランスの低下など、公営住宅の現行制度が抱える問題点の抜本的な解消を図る。
- ・高断熱住宅、環境共生型住宅など、環境配慮型住宅の普及促進を図る。
- ・保証人がいない高齢者でも民間住宅が借りやすい「あんしん入居制度」の普及を促進するとともに、高齢者向け賃貸住宅にデイサービスや訪問看護などの在宅サービス施設などを併設した住まいの整備を進める。
- ・区市町村と連携しながら、最低敷地制限の導入や地区計画の原則化、緑地保全や防災空間の確保などを進め、建築紛争の予防と良好な住環境の形成を促進する。

○人にやさしい安心できる交通政策

- ・道路や公共交通施設整備においては、ユニバーサルデザインを基本とする。
- ・未整備の都市計画道路について、その必要性や実現性について見直すとともに、必要な都市計画道路については、着実な整備を進める。特に、立ち遅れている多摩地域の都市計画道路は、地域事情を考慮した上で積極的に整備する。
- ・P A S M O導入に伴った都営交通・東京メトロの料金体系一元化の検討や、首都高など高速道路の料金制度について検討し、交通料金の不公平感の是正を図る。
- ・都政における交通政策担当窓口を一元化し、交通政策の体系的な展開を図る。
- ・パーク・アンド・ライドの社会実験やその効果検証、ロードプライシングの導入の検討など、交通需要マネジメントによる自動車利用から公共交通利用への転換を図る。
- ・自転車の自賠責保険加入義務化やI Cタグを活用した所有者管理の導入の検討や、マナーやルールの啓発強化など、自転車の安全な利用を促進する。
- ・内航海運の利用促進策や鉄道輸送拡大策の検討など、トラックによる貨物輸送を鉄道や船舶へと転換するモーダルシフトを促進する。
- ・都営浅草線の活用により東京駅と羽田空港・成田空港とのアクセスを改善するなど、空港へのアクセスの充実・強化を推進する。
- ・自転車と歩行者の事故を減らすため、また、地球温暖化防止の観点からも短距離の自動車利用から自転車利用への転換を図るため、地域特性や安全面に配慮した自転車専用路の整備を促進し、ネットワーク化を図るとともに、駐輪場の整備を促進する。また、自転車運行に対する交通ルールやマナーについて、警察や区市町村と連携して安全教育を実施する。
- ・羽田空港再拡張に伴い、関係機関と協力して入国審査体制の強化など、国際化を推進する。また、都内の観光振興に資するため、羽田空港跡地に水上バス発着場を整備し、お台場、ディズニーランド等への航路を開くことを検討する。
- ・2015年のパナマ運河の拡張に合わせ、さらなる大型化が予想されるコンテナ船の大型化などに対応できるよう、川崎港・横浜港とも連携しながら、バックヤード拡充など港湾物流の機能強化を図る。
- ・交通渋滞対策のため、京王線などの複々線地下化や高架化など、鉄道の踏切ゼロ化を

推進する。

- ・都心の交通渋滞解消および自動車排気ガスによる大気汚染を解消のため、三環状整備を推進する。特に外かく環状道路については、地域の声に十分に配慮し、環境面への配慮やインターチェンジのあり方、地上部分の取扱いなど、事業の詳細を詰めていく。
- ・JR、東京メトロ、私鉄各社に対する助成を行い、鉄道機関における平日昼間のシルバー半額料金制を導入する。

○魅力ある都市景観づくり

- ・中央環状線の完成後のシミュレーションしかなされていない都心環状線の撤去について、外かく環状道路や首都圏中央連絡自動車道の完成後のシミュレーションも含めて再検討し、日本橋の再生に長期的視野に立って取り組む。
- ・改正景観条例による大規模建築物の事前協議制度や屋外広告物条例の運用適正化など、都市計画行政・建築行政・景観行政の有機的連携を進め、魅力ある都市景観づくりを促進する。
- ・都市計画制度等の柔軟な活用による近代洋風建築の保存・復元、文化財庭園等の周辺の景観誘導、個人や民間事業者所有の都選定歴史的建造物の保存支援の強化、歴史的な建造物等に関する普及啓発と利活用の促進などにより、歴史や伝統を受け継ぐ都市空間の保全を図る。
- ・良好な都市景観の創出、安全で安心な歩行空間の確保、都市防災機能の強化などの観点から、道路の新設・拡幅やシンボルロードの整備、道路修景などあらゆる機会をとらえ、電線管理者と協働しながら無電柱化を推進する。
- ・市区での絶対高さ制限の導入の動きが広がっていることから、複数の市区間にまたがる良好な景観形成の整合を図るため、広域的な調整に取り組む。

○持続可能な都市づくり

- ・最新データにもとづく水需要予測の見直しを速やかに実施し、八ッ場ダム事業の必要性について再度検証するとともに、その結果も踏まえ、水道料金の見直しについて検討する。また、八ッ場ダム事業については、必要性の有無にかかわらず、生活再建への支援を行う。
- ・ゲリラ豪雨対策のため、住宅や民間開発事業などでの雨水浸透ます設置促進や道路の雨水ますの雨水浸透ますへの取り替え、道路の浸透性舗装や保水性舗装の積極的導入、緑化などにより、雨水の流出抑制を行い、保水力のある都市づくりを推進する。(2.の再掲)

Ⅷ すべての人が支え合いとともに生きる東京(共生)

①ビジョン

東京は今後も都市交流を続けてアジアの平和維持に貢献するとともに、多文化共生を進め、コミュニティの再生と、公正な社会・東京をつくる。

②考え方、現状認識

東京は敗戦と占領を乗り越え、都市を再度復興し、平和を享受できるまでになった。この間、アメリカからの小笠原返還や中東戦争による石油ショック、冷戦後のグローバル化の波など様々な影響が、国際関係の中で東京に波及している。アジアの大都市、日本の首都東京は、今後も自ら都市交流によって、平和による繁栄の意義を発信、各都市と連携していくことが求められている。

また都市の成長と多様化が広がる中、東京では急速な少子高齢化が進行して、核家族や単独世帯・高齢単身世帯が増え、多くの面で問題解決力が低下してきた。都民は自ら多様化の時代を生き抜く「人間力」を高めるとともに、地域コミュニティやNPOなどとのネットワークづくりによって子育て、防災、防犯などの「地域力」を高める必要がある。

大都市東京に集まった在日外国人も人口の3%、36万人を超えた現在、我々は、多文化共生の立場で公正な社会、「すべての人が支え合い、ともに生きる東京」をつくっていく。

③施策

○都市交流で平和の創設

- ・国内外の平和を目指す各都市と連携して核兵器開発や実験に反対し、「平和」のメッセージを発信する。
- ・硫黄島や父島・母島、浅川地下工場跡など都内各所に点在する近代戦争遺跡や戦時体験・資料を保存・整備し、次世代に語り継ぐ。都内戦跡マップの作成も行う（9に再掲）。
- ・「全世界を平和へ導く最も効果的な方法は人物交流」であるため、アジア人材育成基金を活用して、海外留学生のための東京版フルブライト奨学金を創設する。
- ・姉妹都市交流を都市間の政策協定に発展させ、行財政改革や地域の発展に役立てる。自治体国際化協会の運営を自治体主体に見直し、地方の国際化ニーズに応える。
- ・海外青少年の教育旅行の受け入れ促進と都内学校との文化交流を図る。

○市民活動によるコミュニティの再生

- ・地域力を高める町会、自治会、自主防災組織、民間防犯団体などの地域コミュニティ組織や専門性の高い地域NPOなどの取り組みを支援する。
- ・「協働促進条例」を制定し、都民や地域コミュニティ組織、NPO、企業、大学、行政などが対等なパートナーとしてまちづくりを進める仕組み、「まちづくり協議会」をつくる。民間による協働事業提案制度を導入する。
- ・地域と行政を結ぶ「地域担当職員制度」を導入し、地域コミュニティ組織の会議に出席し意見交換を行うなど市民の声を収集し政策に生かしていく。
- ・まちづくりに貢献するなど社会的に評価された市民活動を市民活動表彰や活動助成金制度で支援する。
- ・「NPO支援条例」の制定、課税の軽減措置や寄付行為認定基準の見直し、NPO活動基金の設立など、特定政策分野の専門家としてのNPOの活動を支援する。
- ・東京ボランティア・市民活動センターへの支援を拡充し、NPO活動支援を推進する。多摩地域にも新たに東京多摩ボランティア・市民活動センターを設立する。また、NPOと地域コミュニティ組織などとの協働を進めるマッチング事業も行う。
- ・NPOが行う事業やコミュニティビジネスを支援するために、使いやすい新たな融資制度を創設する。

○人権侵害対策の展開

- ・障害者差別禁止を定める条例を制定する。
地域生活を進展させるなかで、地域で生じる軋轢に対処し、人間関係づくりを仲介する仕組みを作る（調整機関の設置等）。
- ・「犯罪被害者支援条例」を制定し、支援コーディネーターの増員や生活・住宅支援などメニューの拡充、支援ネットワークの強化など犯罪被害者支援体制の整備を進める。
- ・DV対策として被害者の保護や生活再建、再発防止策などの充実を図る。
- ・増加する児童・高齢者虐待対策として早期発見や保護、心のケア、「地域で見守る」体制の構築などの充実を図る。

○多文化共生の推進

- ・都や都民などが役割を分担・協働して、多文化共生社会の形成をしていくため、「多文化共生条例」を制定する。
- ・外国語FM放送事業や広報紙、インターネット（自治体HPなど）、「専門家相談会」などを通じて、多言語による在日外国人向け行政・コミュニティー関係情報の提供を拡充する。
- ・病院や学校、行政などの手続きにおける通訳システムを整備する。
- ・在日外国人に対する日本語・日本社会学習、児童の教育支援の環境を整える。
- ・災害時における避難や救急、救援物資情報へのアクセスを整備・推進する。
- ・多文化共生のためのインフラ、住居対策などを検討する。

Ⅸ 地域特性を活かした多摩・島しょの振興（多摩・島しょ）

①ビジョン

水と緑との調和と安らぎのある住環境、業務機能の集積など多摩の特性をより活かしながら、区部との格差を解消し、発展していく自立都市圏、多摩を目指す。豊かな海洋資源や固有の文化など、島それぞれの特性を活かした「島じまん」を発信し、魅力ある島づくりに取り組む。

②考え方、現状認識

多摩地域は、都市化によって道路や公共交通網の整備、事業所の集積などが行われてきたが、未だ、道路・交通などの都市インフラや産科・小児科を始めとした医療機能が不足しているため、区部との格差を解消していくとともに、区部や近県との連携を強めていく必要がある。多摩は、貴重な財産である東京の森林・水辺空間を保全・維持し、人々が安らげる住環境との調和と更なる活用を行い、生活都市が織りなす自立都市圏となっていくことが求められている。

島しょ地域は、東京の南方に位置し、地域全体が国立公園に指定され自然環境に恵まれている。近年では三宅島における火山活動の活発化によって防災・復興が大きな課題となったが、観光や農林水産業の連携などによる地域振興を推進し、島の個性を生かした自立的発展が期待されている。

③施策

○地域の産科・小児科の充実

- ・厚労省の決めた「病床規制」を産科・小児科は緩和する。病床規制は産科小児科を例外とする通知が出されているが、活用実績は0である。（平成21年3月現在）

地域の新規の産科・小児科の開設の環境を作り、地域医療を整備しなければ、益々救急病院に患者が殺到し、病院や勤務医・看護師の疲弊が広がってしまう。産科・小児科など地域で不足する医療機能については、病床規制の例外を活用して積極的な整備を支援する。（医療再掲）

- ・特に多摩地域では人口あたりの病院勤務医師数が、区部の約3割、診療所の医師数が約4割と医療資源の多摩格差がある。

この多摩格差を解消するため、まずは今ある病院を減らさないための医師不足対策に取り組む市町村への財政支援を拡充し、公立病院への支援も充実させる。

○多摩地域

- ・東京国体を控えて、多摩全域に地域スポーツクラブの設立・育成を進め、多摩地域で盛んなウォーキングやカヌーなどのスポーツを振興し、都民の健康増進を図る。
- ・魚がのぼりやすい川づくりを進めるとともに、カワウの除去や釣りルールの普及などを進め、「江戸前アユ」やヤマメなど、東京の川魚を復活させる。
- ・NPOなど民間団体と連携して緑地・里山を保全する。また、多摩の森林再生に向けて、シカ対策や間伐対策の充実を図るとともに、針葉樹と広葉樹とが調和した針広混交の森づくりを進める。さらに、学校などの公共施設や住宅での多摩産材の活用に取り組む。
- ・全国的にも高いリサイクル率を誇る多摩のゴミ減量・リサイクル事業を一層推進する。
- ・多摩地域には、多くの大学が集積している一方で、製造品出荷額が都内の半分以上を占め、特に、情報通信機械や電子・デバイスの割合が高い。こうした地域特性を活かして、他国の先進事例を参考にしつつ産学公の連携や異業種交流を進めながら、優遇税制などインセンティブを与え、多摩シリコンバレーを実現する。
- ・都市農業の再生に向けて、労働力が不足する農家の農作業を受委託できる体制を整備するとともに、農業の参画に意欲的な都民の育成や農家とのマッチングシステムを構築する。また、子どもたちの食育を推進する視点から、地場産食材の利用と生産者との交流を体験する学校給食を推進する。
- ・都市計画的な位置づけのもとで、市民農園など農地を保全する新制度を創設する。
- ・多摩を主要な活動地域として働き、活動するコミュニティビジネスなどの創出を図る。
- ・多摩南北道路をはじめとする骨格幹線道路については、その必要性や実現性を踏まえた上で、重点的に整備を行う。
- ・職住の遠隔による通勤通学時のラッシュ対策を検討し、乗客の負担軽減を図る。
- ・住宅の建て替えや住民の高齢化など多摩地域における集合住宅の課題への対策を行う。
- ・現在、区部の木造密集市街地の重点整備地域に限定されている、昭和56年以前に建築された木造戸建住宅の耐震診断・耐震改修制度の適用範囲を、区部のその他の地区とともに多摩地域にも拡大する。
- ・横田基地の民間航空との共同運用は、周辺住民の生活の向上や地域経済の活性化など様々な課題の解決に取り組み、地元の理解と協力を深めた上で進める。
- ・多摩の魅力を高めるため、一体的な振興事業を行うとともに、市町村や区、都民などの連携・協働事業を推進する。
- ・埼玉～多摩地域～神奈川間の南北の人の移動が増えていることから多摩地域における、南北道路などの交通インフラ整備を推進する。また、多摩都市モノレールについて、経営状況の推移などを見ながら、延伸に向けて検討する。
- ・CO₂排出削減への寄与、多摩の緑・公園、希少種などを含む生物の多様性など、多摩の魅力の発信に向けて取り組む。
- ・横田基地の軍民共同運用にあわせ、空港へのアクセス、渋滞解消による環境負荷の軽減、立川防災基地の機能の向上のため、府中インターチェンジ～立川～横田～青梅インターチェンジを結ぶ、地下自動車道の整備を検討する。

- ・首都高から中央高速八王子料金所や東名高速町田まで、首都高料金で走行できるよう、料金体系の検討を行う。
- ・地震・大雨などにより孤立する可能性がある山間部地域の防災対策を進める（再掲）。
- ・東京の森林・水辺空間という重要な位置付けにある山村地域を地元町村とともに振興する。

○島しょ地域

- ・伊豆諸島・小笠原諸島における観光業や農林水産業などの課題や医療、人口減少、高齢化などの生活課題について検討・対応し、島それぞれの個性を生かした地域の活性化と自立的発展を図る。
- ・三宅島火山活動に伴う災害復旧・復興支援事業を進め、村民の生活再建や産業振興対策を行う。島の魅力を活用し、観光客を増やす取り組みを支援する。
- ・島民・観光客の視点に立った海空路の充実強化や、利島、御蔵島、青ヶ島などにおける船の就航率向上への対策など、伊豆諸島の交通アクセスの改善を図る。
- ・小笠原諸島の航空路については、村民などの意見を反映し、自然環境との調和を行い、航空路の開設に向けた検討を一層進めていく。航路についても、新貨客船の就航など、より一層の利便性・快適性の向上を図る。
- ・固有種の保護や生態系保全、外来種対策を行うため、首都大学東京の小笠原研究施設を一層活用するなど、国や村、NPOなどと連携して管理体制をつくり、世界自然遺産登録に向けて取り組む。島の未来につなげるために、島民への理解を進めていく。
- ・自然環境の宝庫である小笠原母島全島をエコミュージアムとし、その魅力を高めるとともに、入島に際してのマナーや観光のルールを徹底し、島の自然保護につなげる構想を検討する。
- ・硫黄島や父島・母島などに点在する近代戦争遺跡や戦時体験・資料を保存・整備し、次世代に語り継ぐ。戦跡マップの作成も行う。
- ・放送受信が困難な地形難視聴地域への地上デジタル放送の普及に必要な支援を国ともに行う。
- ・島しょ地域の妊婦や患者、家族が安心して宿泊する施設とする観点からも、新・島嶼会館（仮称）の整備を支援する。

X 新しい時代の「東京のかたち」を創る（自治・議会）

①ビジョン

新しい時代の「東京のかたち」（地域主権の地方自治体、地方議会）を創る。

②考え方、現状認識

国は今秋、「新地方分権一括法案」を提出する予定となっているが、一方で、分権に逆行する法人事業税（地方税）の一部国税化を行い、二重行政の撤廃や税財政制度改革に消極的であるなど、その実態は進まず、都の財政運営にも支障をきたしている。

都政は、新銀行東京など問題の多い石原知事のトップダウン施策を、議会与党が支える「なれあい」の構造となっており、二元代表制が機能していない。

区市町村は、都市行政の広域化が課題であり、都からの権限・財源移譲の受け入れも求めている。

国から都へ、都から区市町村へ、分権を進めるとともに、自治を確立し、首都・大都市東京における地域主権を構築していく。

また地方議会も、私たち民主党が、都議会政務調査費の透明化を実現させただけでなく、地域主権時代の議会へと活性化させ、東京を都民にとって本当に豊かで暮らしやすい都市へと変えていく。

③施策

○新しい時代の「東京のかたち」（地域主権の「東京自治論」）の創設

- ・日本全体の利益の視点に立ち、首都・大都市東京の特性を踏まえた新しい時代の「東京のかたち」を発信する。また、都内自治体の多様性を尊重した地域主権を推進する。
- ・国と地方六団体が協議を行うための法制化を国に積極的に求めていく。
- ・分権的視点による地方税財源制度等の抜本的改革を通じて、税財源移譲や税財政に関する意思決定の改善、国の「ひも付き補助金」の廃止、地方交付税制度の改善など、分権時代にふさわしい制度提言を国に強く働きかけ、自治体の財源の自由度を高めていく。
- ・環境税など都独自の税制創設や、東京版環境減税の他にも、災害に強い東京を担う政策減税の導入を行う。
- ・地方税の原則を歪め、都の財政自主権を阻害するなど、分権に逆行する法人事業税国税化の即時撤廃を国に強く求める。
- ・特別区については、行政の広域化に対応し財政面からも自立するため、自主的に「市」に再編成できる自治制度改革を進める。また、真の自治を確立していくため、区民等の意見を反映していく。

- ・多摩や島しょの市町村に必要な権限と財源の移譲を実現し、その役割分担を明確にする。また、自主的な合併を含めた行財政能力の拡充を図り、強い自治体をつくる。
- ・一部事務組合や広域行政圏協議会など、東京の広域行政を行う団体を引き続き支援する。
- ・八都府市長首脳会議において、構成他府市長との連携を強めるとともに、新たな共通の課題に対する積極的な対応を図る。医療や環境、港湾など共通する事項の統一条例化や、広域連合制度の活用などを検討する。
- ・都は、区市町村や町会・自治会、事業者、学校、NPOなどと連携し、地域コミュニティ（地域社会）の再生・強化を図る取り組みを積極的に支援する。そのため、NPOとも人事交流を行う。

○地域主権の地方自治体の創設

- ・短期的には、都民生活そして東京の経済を安定させ、そして中長期的には、東京の成長政策を展望し、日本が力を発揮できる技術分野の研究開発への支援を行うために、都の財政機能を生かしていく。
- ・雇用の維持や創出につながる質の高い公共投資の執行を前倒しして、その経済波及効果を都内に広める。
- ・小中学校や救急医療機関、避難場所に指定されている都営住宅等の耐震化や、主要施設10カ年維持更新計画の第2期計画、都営住宅へのエレベーターの設置、地下鉄のバリアフリー化など計画の前倒しの検討を行い、安心・安全の東京を作り上げていく。
- ・景気動向や人口減少社会を見据え、将来世代に大きな負担をもたらさない持続可能な財政運営を確立する。
- ・「自治基本条例」を制定し、都民の意思に基づく都政運営とその責務を明確にするとともに、パブリックコメント制度や住民投票制度を導入する。区市町村にも条例導入を広めていく。
- ・財政の健全性や行政運営能力を高めるため、監査委員制度と外部監査制度を充実強化する。
- ・高度な専門性を有する民間人材を積極的に登用し、経営的感覚やサービス精神、コスト意識、柔軟性などを取り入れ、行政体質を活性化させる。
- ・職員の採用においては、障害者法定雇用率を着実に達成する。
- ・公会計に複式簿記・発生主義会計を導入するための法整備を国に働きかけるとともに、その会計手法が活用されるシステム改革に取り組む。また、総務省方式との調整を経て全国標準化を図っていく。
- ・公会計に民間経営手法（ABC^{*1} やABM^{*2} 等）を本格的に導入するなど、行政の効

*1ABC：Activity Based Costing 活動基準原価計算 外部への報告を目的とし、法・規則に基づく「財務会計（または制度会計）」に対して、内部の経営管理・活動管理のために行われる管理会計の手法。目的に適合する情報を提供するために行う。活動単位ごとのコストを把握、従来のコスト計算では考慮されなかった間接費を反映でき、コストを正確に把握。時系列、組織間で相互比較するなど視覚的表現ができ、効率化の手掛かりを得る。東京都水道局では2004年度からABC分析をモデル導入した。

*2ABM：Activity Based Management 活動基準管理 ABCにより得た情報に基づいて、経費削減する方法。

率化を図るとともに、都民福祉の向上に一層役立てていく。

- ・ITを活用して電子申請などの都民サービスを更に向上させ、行政コストとともに調達コストも縮減する。IT専門職員を置き、職員へのIT教育にも取り組む。
- ・システムの安全対策は、ISMS認証^{*3}を取得するとともに、最新のセキュリティー技術を活用して適切に対応する。職員による情報漏えいにも厳しく対処する。改修の際には、経費削減や都民など利用者の利便性の向上、セキュリティー対策などに万全を果たす。また、個人情報の営利的取得を制限する。
- ・固定資産税の誤評価を防ぎ、徴税コストを軽減するため、簡易な課税方式に改めるよう地方税法の改正を国に求めていく。
- ・都民が自ら税の使い道の一部を決定できる「税使途指定制度」を創設する。
- ・窓口サービスをより便利にするため、ワンストップサービスを推進するなど、都民の視点からの公共サービスに見直す。また、都民生活を守るために、すべての公共料金を見直す。
- ・あらゆる事業を見直して、民間が対応可能な業務は民間活用を進め、サービスの向上を図る。その場合、執行内容の管理を厳密に行う。
- ・品質の向上やライフサイクルコストの長期化、労賃の確保などを図るため、公共事業の契約価格は、市場を調査し、積算単価改正サイクルの短縮や工事請負契約における総額スライド方式を検討し、実態に即した適正な価格とする。
- ・入札制度改革は、低価格競争の激化による事業者の経営悪化が地域経済に深刻な影響を及ぼすため、一般競争入札や総合評価方式の範囲を拡大するとともに、変動型最低制限価格制度の導入や入札見積りの公開など、発注方法の適正化についても検討していく。技術など審査専門部署を設置する。また、談合など不正行為の排除を行い、公正で透明な契約の確保とコストの削減を実現する。
- ・随意契約情報を都のホームページで公表する。
- ・消防団員雇用やボランティア活動などの地域・社会貢献に協力している事業所への入札契約制度における評価を検討、実施する。
- ・都民からの意見・要望を行政に反映し、説明責任を高める「住民意見・要望回答制度」を設ける。
- ・行政活動をチェックする特定分野の専門家による総合型オンブズパーソン制度を導入する。
- ・行政評価制度の充実や都民への結果公表などを規定する「行政評価条例」を制定する。
- ・開示手数料を廃止して、都の情報公開制度を他県と同等のものとする。
- ・すべての審議会や調査会などを、原則公開とし、都政の透明度を高める。
- ・外郭団体・第三セクター改革のために外部有識者による評価委員会を設置し、経営改善度、入札制度など、都民の目線での改革を行い、すべてを見直していく。『外郭団体・第三セクター白書』を都のホームページで公表する。外郭団体や第三セクターも

*3ISMS 認証：Information Security Management System 情報セキュリティマネジメントシステム インターネット上のホームページの改ざん、ハードウェア/ソフトウェアのトラブルや情報漏えい等の問題の技術対策や組織のマネジメントとして情報セキュリティシステムを運用する第三者適合性評価制度の認証。

含めた情報公開制度を設ける。

- ・違法・不当な事実を内部告発し、公正で透明な自治体運営を図るための「公益通報制度」において、弁護士など第三者の通報窓口を都庁外に設置する。
- ・幹部職員が再就職する場合は、氏名や団体を、外郭団体では妥当な判断理由を含めて都のホームページで公表するなど、都職員の再就職を透明化する。

○地域主権の地方議会の創設

- ・議会・議員の役割と責務、都政調査権の明記、都民や知事との関係などを明確にする議会基本条例を制定する。制定にあたっては都民からのパブリックコメントを求める。
- ・知事が持つ議会招集権を議長に移し、実質的な二元代表制を構築する。
- ・都の基本計画などを対象に議決権を拡大するとともに、専決処分の要件を見直し、監視・政策立案機能をより高める。
- ・議員間議論の活発化（請願・陳情での議論、AV機能の導入）や都民の議会参加（請願などの陳述、懇話会の実施）を推進して、議会活動を活性化させる。
- ・質疑における二元代表制度改革（本会議での対面式、一問一答式質問導入、質問回数制限撤廃、反問権）を行うとともに、知事出席など決算審査の更なる充実を図る。
- ・議会の意見書が国政にどのように反映されているかの調査を行い、成果を検証する。
- ・議会活動を補佐するための議会局機能、特に政策法務部門を強化する。
- ・開かれた都議会を目指し、委員会のネット配信や休日・出張議会を行うとともに、議場のバリアフリー化など都民の傍聴・見学受入を推進する。都議会だよりやホームページなど広報機能の強化を行う。
- ・地方議員の位置付けを明確化するため、議員を公選職とする。
- ・年金一元化を行い、地方議員年金制度を廃止する。
- ・議員の費用弁償や海外支度金制度、自治体の各種審議会への就任など、都民感覚を踏まえた制度に見直す。
- ・都民が政策を比較できるように、マニフェストなどを掲げる政策本位の選挙を行う。公約の成果と取り組みを検証し、積極的に外部評価を得ていく。各議案に対する議員の賛否を都議会のホームページで公開する。
- ・適切な選挙情報の周知など障害者のための選挙制度の見直しを国に求めていく。
- ・都議会選挙区における一票の格差を是正するため選挙区割りを見直すとともに、東京自治の観点から議員定数についても見直していく。